

岐阜市附属機関の会議の公開に関する要領

(平成16年6月22日決裁)

改正 平成19年4月 1日決裁

平成20年3月31日決裁

平成30年4月 2日決裁

令和 2年8月25日決裁

令和 3年6月28日決裁

1 趣旨

この要領は、岐阜市附属機関等の設置等に関する要綱（令和2年8月19日決裁。以下「要綱」という。）第15条の規定に基づき、附属機関の会議の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

2 会議の開催に係る事項の事前公表

(1) 会議の開催に係る事項

附属機関の会議の開催に当たっては、当該会議の開催日の1週間前までに次に掲げる事項（以下「会議の開催に係る事項」という。）を公表し、広く一般に周知を図るものとする。ただし、特別の事情があると認められる場合は、一部の事項の公表で足りる。

ア 附属機関の名称

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 議題

オ 会議の公開又は非公開の区分

カ 会議を一部公開又は非公開とする場合は、その理由

キ 傍聴人の定員

ク 傍聴の手続

ケ 事務局（附属機関の庶務を行う所管課をいう。以下同じ。）に係る事項

コ アからケまでに掲げるもののほか、必要と認める事項

(2) 公表の方法

公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

ア 開催案内書（様式第1号）を情報公開室に備え付けし、閲覧に供する。

イ 開催案内書を、市ホームページへ掲載する。

ウ 開催案内書を事務局の窓口へ備え付ける。

エ 必要に応じ、岐阜市広報資料取扱要綱（昭和61年11月27日決裁）第2条第1項各号に規定する方法その他の適当な方法による公表を行う。

(3) 会議の開催に係る事項に変更が生じたときは、当該変更のあった事項を前号の方法により速やかに公表するものとする。

3 会議の公開又は非公開の決定

(1) 附属機関は、会議の公開又は非公開について会議の開催までにあらかじめ決定しておくものとする。この場合において、当該附属機関の会議について一括して決定することもできる。

(2) 前号の規定により会議の公開又は非公開について決定をしていない会議にあっては、会議の冒頭に当該決定を行うものとする。

4 傍聴の方法

傍聴は、次に掲げるところにより行うものとする。ただし、当該附属機関の設置根拠となる法令等及び規則等に別に定めがある場合は、この限りでない。

(1) 傍聴人の定員の決定

事務局は、会議の傍聴をする者（以下「傍聴人」という。）の定員をあらかじめ定めるものとする。

(2) 会議開催場所の案内

事務局は、あらかじめ会議の開催場所等を総合受付及び電話交換に連絡する。

(3) 傍聴の申込み

公開又は一部公開の附属機関の会議の傍聴を希望する者は、会議開催日当日（以下「会議日」という。）の会議開始時間（以下「会議予定時刻」という。）の30分前までに傍聴を希望する会議の開催場所に来場し、所定の場所で傍聴受付簿（様式第2号）に記入し申し込むものとする。

(4) 傍聴人の決定

傍聴人は、原則として先着順により次のとおり決定するものとする。ただし、あらかじめ抽選によることとしている場合は、この限りでない。

ア 傍聴人の決定は、原則として会議予定時刻の15分前までに先着順で行うものとする。ただし、会議予定時刻の30分前で既に定員を超えた場合で新たな傍聴席の設置等により定員を増やすことが困難である場合は、抽選で決定することができる。

イ 会議予定時刻の15分前で傍聴人が定員に満たない場合は、会議予定時刻まで先着順で傍聴人を決定することができる。

(5) 途中入場の許可

会議開会時において傍聴人が定員に満たない場合は、審議等の妨げにならない範囲内で、会議開会後に傍聴人を追加して決定することができる。

(6) 傍聴人に対する資料の配付

附属機関は、必要に応じ、次第等会議の内容が分かる資料を配付するものとする。

(7) 一部公開の会議の傍聴

ア 一の会議において公開とする部分と非公開とする部分がある場合には、原則として、公開とする部分を先に審議等するものとし、事前にその旨を傍聴人に周知するものとする。

イ 傍聴人は、会議において非公開部分の審議等に入るときは、委員長等の指示に従い、速やかに退場するものとする。

(8) 傍聴時の遵守事項

附属機関においては、傍聴の遵守事項（様式第3号）を傍聴人に配付し、会場内の見やすい場所に掲示する等により傍聴人に次に掲げる事項を周知しなければならない。

ア 会議中は、静粛に傍聴すること。

イ 会議中は、発言しないこと。

ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。

エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。

カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。

キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に委員長等

の許可を得た場合を除く。)

ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。

(9) 秩序の維持

委員長等は、前号に規定する遵守事項の違反に対する注意に従わない傍聴人に、退場を命じることができる。

5 議事録等の作成及び公開

(1) 議事録の記載事項

要綱第8条第1項に規定する議事の概要を記した記録（様式第4号。以下「議事概要」という。）には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 附属機関の名称

イ 開催日時

ウ 開催場所

エ 議題

オ 出席委員

カ 会議の公開又は非公開の区分

キ 会議を一部公開又は非公開とした場合は、その理由

ク 傍聴人の数

ケ 審議等概要

コ 事務局に係る事項

サ アからコまでに掲げるもののほか必要と認める事項

(2) 公開方法及び期間

議事録及び会議において配付された資料の概要の公開は、会議日から30日以内に次に掲げる方法により行うものとする。

ア 情報公開室に備え付けし、閲覧に供する。

イ 市ホームページへ掲載する。

ウ ア及びイに掲げるもののほか、適当と認められる方法

6 報道関係者の取扱い

(1) 報道関係者の傍聴

公開又は一部公開とした会議の傍聴を希望する報道機関の関係者（以下「報道関係者」という。）については、第4項第3号から第5号までの規定にかかわらず、社名を明らかにして傍聴することができる。

(2) 報道関係者の遵守事項

第4項第6号から第9号までの規定は、報道関係者が傍聴する場合に準用する。

7 概要書の作成及び公開

(1) 概要書の記載項目

事務局は、次に掲げる事項を記載した書類（様式第5号）を作成するものとする。

ア 設置の根拠法令等

イ 設置年月日

ウ 審議等内容

エ 委員の任期

オ 委員数（定数）

カ 委員の職及び氏名（所属）

- キ 会議の公開又は非公開の区分
 - ク 会議を一部公開又は非公開とした場合は、その理由
 - ケ 事務局に係る事項
 - コ アからケまでに掲げるもののほか、必要と認められる事項
- (2) 概要書の公開
第5項第2号の規定は、概要書の公開方法について準用するものとする。

8 会議公開制度の運用状況の報告

行財政改革課長は、附属機関の一層の公開を推進するため、次に掲げる事項について、年に1回調査し、これを公表するものとする。

- (1) 附属機関の会議の開催回数及び傍聴者数
- (2) 附属機関の公開状況
- (3) 公募委員の選任状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、附属機関の設置及び運営に関する状況

9 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

10 懇談会への準用

第2項から第9項（第8項第3号を除く。）の規定は、要綱第2条第1項第2号に定める懇談会において準用する。この場合において、「附属機関」とあるのは「懇談会」と、「設置」とあるのは「開催」と、「委員」とあるのは「構成員」と、「審議等」とあるのは「意見の交換」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、平成16年7月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年8月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年6月28日から施行する。

開 催 案 内 書

第〇〇回 〇〇審議会	
開 催 日 時	午後 年 月 日（曜日） 時 分から 時 分まで
開 催 場 所	
議 題	
公 開 の 可 否 （非公開の理由）	
傍 聴 の 定 員	人
傍 聴 の 手 続	
事 務 局 （ 担 当 課 ）	岐阜市 部 課 TEL (内線) FAX e-mail 課HPのURL

※ 会議の開催のお知らせは、1週間前までに市民等に周知するようにしてください。

【一般用】

第〇〇回 〇〇審議会 傍聴受付簿

番号	氏名（姓のみ）
1	
2	
3	
4	
5	

【報道関係者用】

第〇〇回 〇〇審議会 傍聴受付簿

番号	社名
1	
2	
3	
4	
5	

【遵守事項】

- ア 会議中は、静粛に傍聴すること。
- イ 会議中は、発言しないこと。
- ウ のぼり、旗、プラカード、鉢巻、たすき、ゼッケンその他示威のために利用すると認められるものを携帯又は着用しないこと。
- エ 会議における発言に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- オ 談話をし、騒ぎ立てる等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- カ 会場において飲食又は喫煙をしないこと。
- キ 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと（事前に委員長等の許可を得た場合を除く。）。
- ク アからキまでに掲げるもののほか、議事運営に支障となる行為をしないこと。

〇〇審議会の議事概要

第 回 審議会	
開催日時	
開催場所	
議 題	
出席委員	
公開の可否 (非公開理由)	
傍聴人の数	
審議等概要	
会議録(全文) の有無	
事務局 (担当課)	岐阜市 部 課 TEL : FAX : E-mail :

〇〇審議会の概要

設置の根拠法令等	
設置年月日	
審議等内容	
委員任期	
委員数（定数）	
委員の職及び 氏名（所属）	委員長（ 副委員長（ 委員（ 委員（ 委員（ 委員（ 委員（ 委員（ 委員（
公開の可否 （非公開理由）	
事務局 （担当課）	岐阜市 部 課 TEL : FAX : E-mail :